

第70回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：平成27年8月28日（金）午後1時30分開会
会 場：S T V 北 2 条ビル 地下1階 大会議室

1. 開 会

○事務局(西川みどりの推進課長) まだお見えになっていない方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから第70回札幌市緑の審議会を開催いたします。

私は、みどりの推進課長の西川と申します。

本日は、会長、副会長を選任していただくまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変恐縮でございますが、座って説明させていただきます。

議事に入ります前に、本日の審議会は、委員16名のうち、現在の出席委員は14名でございます。過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定により、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局(西川みどりの推進課長) それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市環境局みどり環境担当局長の酒井からご挨拶を申し上げます。

○酒井みどり環境担当局長 札幌市みどり環境担当局長の酒井でございます。

第70回札幌市緑の審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、第19次札幌市緑の審議会の委員就任につきましてご快諾をいただきますとともに、本日は、大変ご多用中にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろから札幌市の緑化行政にさまざまなご協力をいただいておりますことにこの場をおかりいたしまして深く感謝申し上げます。

さて、札幌市では、潤いと安らぎのあるまちの実現を目指しまして、緑化の推進や公園の整備に取り組んでまいりました。その結果、札幌市全体の公園数は、現在、2,725を数えまして、政令市の中でも最も多くなっております。また、市民1人当たりの公園面積も、政令市中4番目という非常に高い水準となっております。しかし一方で、都心部やその周辺においては、郊外部に比べまして著しく低い整備水準となっているのも現状でございます。

こうした中、全市的なまちづくりの視点では、今後、本格的な人口減少の時代を迎えるという社会情勢の変化を見据えまして、限られた予算の中で整備効果の高い地域や優先度の決定などにつきまして、札幌市として、今後、明確な方針の策定が必要であると考えております。

このような現状を踏まえまして、本日は、身近な公園の新規整備方針の策定に向けた基本的な考え方につきまして委員の皆様にご審議を賜ることとなっております。

最後に、委員の皆様におかれましては、今後とも本市の緑化行政に対するお力添えとご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶にかえさせていただきますと存じます。

本日は、何とぞよろしくお願い申し上げます。

3. 委員紹介

○事務局（西川みどりの推進課長） 続きまして、本日は、第19次緑の審議会第1回目の会議でございますので、委員のご紹介に移りたいと思います。

大変恐縮ではございますが、自己紹介をお願いいたします。

お席の順にお名前、所属団体、ご専門分野などについてお話しくださいますようお願いいたします。

それでは、飯田委員からお願いいたします。

○飯田委員 森林総合研究所の飯田滋生です。よろしくお願い申し上げます。

専門は、林業や森林生態です。

○石丸委員 一般公募の石丸美子です。よろしくお願い申し上げます。

○今井委員 札幌弁護士会から参りました今井明日香と申します。

弁護士会の中では公害対策環境保全委員会に所属していることから委員にならせていただくことになりました。専門分野は法律です。よろしくお願い申し上げます。

○大高委員 市民公募委員の大高でございます。

平成23年7月から審議会の委員にさせていただいております。公園等、公共施設について、市民がどれだけかかわり合いを持っていけるかが関心のあるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小篠委員 北海道大学工学研究院の小篠隆生と申します。

専門は、都市デザインです。よろしくお願い申し上げます。

○久保田委員 北海道環境財団の久保田と申します。

俗に環境教育と言われているものや、環境分野において、市民や事業者など、いろいろな立場の方々のお手伝いする支援活動をやっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小西委員 札幌商工会議所女性部会副会長をしております小西と申します。

仕事はブティックを経営しております。よろしくお願い申し上げます。

○近藤委員 北海道大学の近藤と申します。

専門としては、花と植物、造園、緑地、景観について仕事しております。よろしくお願い申し上げます。

○椎野委員 北海道科学大学の椎野と申します。

専門は、造園学でございます。都市緑地の計画や子どもの遊び場をテーマに研究しております。よろしくお願い申し上げます。

○下村委員 下村勝子と申します。

札幌市民生委員児童委員協議会から参りました。主任児童委員をやっております。18歳未満の子どもの不登校や虐待等を扱っております。子ども専門でございます。居住して

いるところは、森林公園地区でございまして、桜並木やイチョウ並木、それに属する花壇の美しい地域でございます。よろしくお願いいたします。

○新海委員 北海道建築士会から参りました新海と申します。

建築士会では、女性委員会の中で高校生の住教育に関する活動などをしております。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 不動産鑑定士をしております高橋です。一般公募で参りました。よろしくお願いいたします。

○三上委員 北海道大学高等教育推進機構の三上直之と申します。

専門は、科学技術社会論、環境社会学などです。よろしくお願いいたします。

○森本委員 北海道大学農学部から参りました森本淳子と申します。

専門は、森林の保全と管理です。よろしくお願いいたします。

○山田委員 日本野鳥の会札幌支部から参りました山田と申します。専門は何もなく、野山で鳥を見て楽しんでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） ありがとうございます。

4. 事務局紹介

○事務局（西川みどりの推進課長） 次に、事務局の紹介をさせていただきます。

○事務局（酒井環境みどり環境担当局長） 改めまして、みどり環境担当局長の酒井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（北原みどりの推進部長） みどりの推進部長の北原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（長谷川みどりの施設担当部長） みどりの施設担当部長の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 改めまして、みどりの推進課長の西川でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（西みどりの活用担当課長） みどりの活用担当課長の西でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（東山みどりの管理課長） みどりの管理課長の東山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） 造園担当課長の阿部です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高栗計画係長） 計画係長の高栗でございます。よろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元にある資料ですが、一番上が配付資料一覧です。次に、第70回札幌市緑の審議会の次第、本日の座席表、第19次札幌市緑の審議会委員名簿がございます。

次に、(資料1)としまして、札幌市緑の審議会についてと書いた1枚物、(資料2)としまして、札幌市緑の保全と創出に関する条例というホチキスどめしたもの、(資料3)としまして、条例施行規則がございます。

次に、(議案資料)としまして、身近な公園の新規整備方針策定に向けた基本的な考え方についてというホチキス止めしたもの、(参考資料集)としまして、①から④までをホチキス止めしたカラーの資料がございます。

最後に、(平成27年度緑の審議会開催予定)という1枚物です。

以上、9点の資料をお配りしております。

ご確認の上、資料に不足がございましたら、お知らせください。

5. 会長・副会長の選出

○事務局(西川みどりの推進課長) それでは、議題に入ります前に、第19次札幌市緑の審議会の会長及び副会長の選出を行います。

選出につきましては、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第66条第1項に会長及び副会長は、委員の互選によることと規定されております。

そこで、委員の皆様の中から、どなたかご推薦をいただきたいと存じますが、ご意見はございませんでしょうか。

○小篠委員 前回に引き続いて、会長は近藤委員に、副会長は椎野委員にお願いしたらいいのではないかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○事務局(西川みどりの推進課長) ただいま、会長には近藤委員が、副会長には椎野委員がよろしいのではないかとのご意見を頂戴いたしました。

皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(西川みどりの推進課長) 異議なしとの声がございます。

近藤委員、椎野委員、会長、副会長をお引き受けいただけますでしょうか。

○近藤委員 はい。

○椎野委員 はい。

○事務局(西川みどりの推進課長) ありがとうございます。

それでは、会長は近藤委員に、副会長は椎野委員にお願いしたいと存じます。

議事の都合上、会長席を中央に設けたいと思います。

下村委員、新海委員、大変恐縮ですが、左側のほうにお席を移動していただけますでしょうか。

近藤委員、椎野委員は、会長席、副会長席への移動をお願いいたします。

[会長、副会長は、所定の席に着く]

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、これからの会議進行につきましては、近藤会長にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

6. 議 事

○近藤会長 前期と同じメンバーの方もおられますけれども、今回もよろしく申し上げます。

今回の予定は、第1部と第2部に分かれておりまして、第1部は14時50分ぐらいで審議を終えたいと思います。そして、休憩をして、16時ぐらいに終わる予定です。前回、僕がのんびりし過ぎたこともありますので、忘れないようにしたいと思います。

これからの審議会の進め方について、委員の皆様にお伺いいたします。

会議録の作成と公開について、会議録作成は、前回同様、事務局にお願いすることとしまして、後日、各委員の皆様へ配付されるようお願いしたいと思います。また、会議録は、皆さんにご確認をいただいた後、みどりの推進部のホームページにおいて公開することについて、あわせてお願いいたします。

それから、審議会の公開と傍聴ルールについてです。会議は、公開としまして、会議中は静粛を保っていただき、議事の妨げになるような場合には、会長の権限で退席を命ずることができることとしたいと思います。また、議事に入ってからカメラでの撮影はお断り申し上げます。

このような取り扱いについて、ご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、早速、一つ目の議題であります「身近な公園の新規整備方針」策定に向けた基本的な考え方について、審議していきたいと思います。

お手元の資料にパワーポイント資料（議案資料）がございますので、事務局からはこちらで説明していただくことになるかと思います。

それでは、事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） みどりの推進部造園担当課長の阿部です。

改めてどうぞよろしく申し上げます。

【諮問書】ただいま、お手元に諮問書をお配りしております。

私からは、身近な公園の新規整備方針の策定に向けた基本的な考え方について説明させていただきます。

座って、スライドに沿って説明させていただきます。

【議案資料－2】本日の説明内容は、大きく四つとなっております。

初めに、方針策定の背景について、次に、現状と課題についてです。その後、今回の諮問内容である方針の策定に向けた基本的な考え方について説明し、ご審議いただいた後、

最後に、今後のスケジュールについてです。

なお、全体として内容が多いため、説明及び審議を前半と後半に分けさせていただきま
す。前半部は、地域の核となる公園の面積までの説明とし、ここで審議に移っていただき
たくお願い申し上げます。

【議案資料－３】 それでは初めに、方針策定の背景についてです。

札幌市では、平成 23 年にみどりの基本計画を策定しております。これは、これからの時
代に向けてみどりが持つさまざまな機能を十分に発揮させ、その保全や創出を進めていく
ための総合的な指針となっております。

【議案資料－４】 みどりの基本計画では、根本的な目標として、みどりの総量目標を設
定しております。本計画を作成していた平成 19 年のみどりの量は 3 万 1,225 ヘクタールで
したが、計画の最終年である平成 32 年までにはおよそ 100 ヘクタール以上のみどりが失わ
れることが予想されていまして。このため、100 ヘクタール以上のみどりを守り、つくる
ことで、みどりの量を現況値以上に維持することを目標としており、この施策の一つとし
て、公園の造成を挙げております。

【議案資料－５】 これは、平成 26 年におけるみどりの量の調査結果です。

みどりの量は、平成 19 年から 7 年間で約 790 ヘクタール増加した結果、3 万 2,015 ヘク
タールとなっております。このうち、市街化区域内を見てみると、総量は減少していますが、都市公園内においては約 30 ヘクタール増加しております。
このように、公園整備は、微力ではあるものの、札幌市の豊かなみどりを守り、つくるこ
とに寄与しているところです。

【議案資料－６】 公園は、みどりの量を守り、つくるほかにも、地域の良好な住環境を
形成する役割を果たしています。現在、札幌市における都市公園の数は、2,725 カ所に達
しており、これは政令市の中でも最も多い数を誇ります。また、市街化区域における 1 人
当たりの都市公園面積も条例で定める標準値を達成しつつある状況です。

これらのことから、札幌市の公園は、総量としては一定程度充実していると考えられま
す。しかしながら、細かな状況を見ると幾つかの問題も抱えています。

【議案資料－７】 既存の公園が抱える問題について説明します。

現在、札幌市の公園は、整備後 30 年以上を経過した公園が約 6 割を占めており、今後増
大する施設の維持管理費用が問題となっております。このため、限られた財源の中で公園を
適切に管理していくためには、公園施設に対するコスト縮減の考え方が必要と考えられま
す。

【議案資料－８】 こうした状況を受け、昨年の緑の審議会では、コスト縮減に関する三
つの考え方についてご審議いただきました。

札幌市としては、いただいた答申の内容を踏まえ、公園の機能重複を解消すること、利
用の少ないトイレは廃止を検討すること、テニスコートの総面数を減らすことなどについ
て、市民の意見を聞きながら進めたいと考えているところです。

【議案資料－9】一方で、新規の公園が抱える問題もあります。

このグラフは、地域にとって身近な公園である住区基幹公園の1人当たりの面積を比較したグラフです。中央区の値が他区と比べて極端に低く、市内における整備水準の地域格差があることがわかります。つまり、厳しい財政状況の中でも、いまだに新たな公園の整備が必要な地域が存在しているということが考えられます。しかしながら、具体的な場所を抽出するための考え方等については、まだ整理されていない状況です。

【議案資料－10】以上のことから、本市では、新規の公園が抱える問題を解決するための考え方として、身近な公園の新規整備方針を策定することを考えています。

新規整備方針は、札幌市のまちづくり戦略ビジョン並びにみどりの基本計画の下位に位置づけられ、公園の新規整備に関する考え方の骨子となる予定です。なお、既設の公園施設に係る機能分担の考え方なども連携した内容とします。

【議案資料－11】続きまして、2の公園と取り巻く現状と課題について、公園の整備状況、社会情勢、住区整備基本計画の三つの観点から説明します。

【議案資料－12】最初に、公園の整備状況に関する現状と課題です。

先ほどもご説明しましたが、身近な公園の整備水準は、地域によって大きな差があります。特に中央区の1人当たり公園面積が少ないことから、土地の高度利用が進んでいる地域においては公園が少なく、地域の中心となるオープンスペースが不足していることが示唆されます。このため、公園の配置状況に関する詳細な分析を行い、新規整備の重要性が高い地域を具体的に抽出することが必要と考えられます。

【議案資料－13】代表的な身近な公園である街区公園の標準面積は2,500平米です。しかしながら、中央区のような土地の高度利用が進んでいる地域では、まとまった面積を確保できる機会が少ない状況にあります。一方で、このグラフに示すように、小さな公園は、利用者数が少ないという実態があります。これは、公園の面積が小さいと、設けることができる施設や機能が少なく、公園の魅力が低くなることが一因であると考えられます。このため、効果的な公園整備を行うためには、地域に必要な公園機能を最低限確保できる最低面積を検討する必要があります。

【議案資料－14】次に、社会情勢に関する現状と課題です。

間もなく、札幌市では、人口減少や超高齢化社会が到来すると予測されています。そして、市内の人口は、都心回帰の傾向にあり、中央区では、今後も人口増加が見込まれているなど、地域によって細かな事情が異なります。一方、社会保障費の増大等、札幌市の財政状況は今後もますます厳しくなると考えられ、持続可能な都市の発展という視点が欠かせません。これらのことから、全市的なまちづくりの方針に則した選択と集中型の公園づくりを行う必要があると考えられます。

【議案資料－15】最後に、住区整備基本計画の現状と課題です。

住区整備基本計画とは、昭和48年に策定された道路、学校、公園の総合的な施設配置計画です。人口増加に伴う市街地拡大を前提としたものです。これまでは、本計画に基づき、

右図でオレンジ色により示しております郊外住宅地を中心として公園を整備、推進してまいりました。一方、黄色の範囲は、当時、既に土地利用が進んでいた既成市街地と呼ばれる地域で計画の対象外となっています。このため、本計画は、先ほど述べた市街地拡大抑制や中央区における公園不足といった課題にはなじまないと考えられ、現在の社会情勢や公園の状況を反映した新たな配置計画へと転換する必要があります。

【議案資料－16】取り組むべき課題のまとめです。

公園を取り巻く現状を検証した結果、四つの課題が考えられました。そこで、これらの課題を解決するための方向性として、地域の核となる公園の面積、地域特性に応じた公園整備という二つの基本的な考え方を整理し、これらを骨格として身近な公園の新規整備方針を策定することを目指します。

【議案資料－17】これは、策定を目指している新規整備方針の概要イメージです。

地域の核となる公園の面積、地域特性に応じた公園整備という二つの基本的な考え方のもとに、新規整備の重要性が高い地域を抽出することを想定しています。今後は、投資すべき地域を絞り込んだ本方針の考え方に沿って新規整備を検討していきたいと考えています。

【議案資料－18】ここで、今回の諮問内容を確認させていただきます。

お手元に配りました諮問書では、身近な公園の新規整備方針の策定に向けた基本的な考え方である地域の核となる公園の面積、地域特性に応じた公園整備の2点についてご審議いただき、答申をいただきたいと考えています。

【議案資料－19】前半部分の最後として、諮問内容の一つである地域の核となる公園の面積について説明します。

面積が小さい公園では、地域にとって必要な公園機能を十分に確保できていないと考えられることから、地域の核となる公園の面積の考え方を整理します。策定する新規整備方針では、地域に必要な公園機能を最低限確保できる人々が集まる地域の中心的なオープンスペースとなり得る身近な公園を地域の核となる公園と定義し、必要な面積を検討することで効果的な公園整備を行っていくことを考えています。

【議案資料－20】地域の核となる公園の面積については、利用者数との関連性のほか、遊具やみどり、防災といった地域に必要とされる公園施設・機能を整理することによって算出できると考えられます。

ここでは、利用者数、必要な公園機能のほかに、他都市の事例を加えた三つの視点から面積を検討します。

【議案資料－21】最初に、利用者数に関する視点です。

最も小さく身近な公園である街区公園の標準面積は2,500平米ですが、2,500平米満たない公園も多く存在します。平成21年度に行った札幌市の公園利用実態調査の結果では、公園の面積が小さいほど利用者が少ないことがわかっています。しかしながら、減少率について明確な変化点はなく、利用者数の視点からだけでは最低面積を設定することが難し

いと考えられます。

【議案資料－22】続いて、地域に必要な公園機能に関する視点です。

一般的に公園に必要とされる機能は、ここに示している五つの事項が挙げられます。環境保全、景観形成については、植栽を初めとするみどりの確保、コミュニティ形成は、休養施設や町内会行事などを開催できる広場が必要と考えられます。レクリエーションは、主に遊具や多目的な使い方ができる広場が、防災は、避難場所や延焼防止機能の確保が必要であると考えられます。

【議案資料－23】環境保全、景観形成、コミュニティ形成、レクリエーション機能については、これらの機能を有する施設をモデル図上に仮想配置することで必要な面積を算出しました。具体的には、みどりとして樹木の植栽や張り芝を、遊戯施設として児童と幼児それぞれの利用を考えた複合遊具やブランコなどを想定しました。休養施設として四阿（あずまや）やベンチ、広場として鬼ごっこができる程度の広さを確保することとしました。この結果、これらの機能確保に必要な面積は、おおむね1,000平米以上であることが示されました。

【議案資料－24】これは、実際の1,000平米程度の公園の写真です。

モデル図と同様に、広場や遊具、休養施設などがバランスよく配置されており、複数の施設、機能が確保されていると考えられます。なお、1,000平米とは、平均的な宅地およそ6個分に相当します。

【議案資料－25】防災機能については、阪神・淡路大震災後の公園利用状況を調査した二つの物件を参考とします。これらの文献では、延焼防止機能を発揮する公園はおおむね1,000平米以上であること、また、避難地や廃材等の置き場などとして利用されやすい公園は1,000平米以上であることが示されています。このため、地域の防災機能を高める上での効果的な面積は、1,000平米以上であると考えられます。

【議案資料－26】最後に、街区公園の最低整備面積を設定している他都市の事例です。

事例自体が少ない状況ですが、最低面積を1,000平米として定めている自治体が見受けられます。

例えば、静岡市では、市街化区域では2,500平米規模の用地確保が難しいことから、公園機能を最低限確保できる最低面積を1,000平米以上とし、都市公園整備を行うとしており、札幌市と同様の課題を背景として、1,000平米という最低面積を設定していることが読み取れます。

【議案資料－27】地域の核となる公園の面積についてのまとめです。

利用者数、地域に必要な公園機能、他都市の事例の3視点で検討した結果、地域の核となる公園の面積は1,000平米以上とすることが妥当であると考えられます。あわせて、今後新たに整備する街区公園は、標準面積を2,500平米としながらも、最低面積をおおむね1,000平米とします。ただし、宅地造成の開発行為に伴う公園整備については、公園が充足している郊外住宅地が主であることから、現在の最低面積基準500平米のままとします。

【議案資料－28】この図は、身近な公園である住区基幹公園の種別をあらわしたものであり、地区公園、近隣公園、街区公園の3種類があります。本方針では、最も小さい街区公園を面積規模によってさらに分け、1,000平米以上の街区公園と近隣地区公園を地域の核となる公園として扱い、主にこうした公園に視点を置くこととします。なお、身近な公園以外の都市緑地や総合公園などの都市基幹公園等については、遊戯広場などの地域に必要な機能が備わっていると考えられる場合には、地域の核となる公園と同等に扱います。

【議案資料－29】以上、前半部分として、地域の核となる公園の面積までの説明をさせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

特に専門ではない方はわかりづらかったと思いますので、本当に大ざっぱに私の理解を申し上げます。間違っていたら、事務局から訂正していただきたいと思います。

札幌市では、公園については、全体としては数もあるし、1人当たりの面積も充足しているということが一つです。ただ、各区で見ますと、中央区は、ほかの区に比べて人口がふえているにもかかわらず、公園が少ないことが問題になっています。

なぜそうなったかという、市街地が過密になってきたころに公園の配置計画がやっと思えました。そこで、市街地周辺は何とか計画的に配置できたのですけれども、既成市街地には既に家が建っており、過密になっており、公園がなかなかつくれなかったということです。

次に、それではどうするかということです。

中央区が極端に少ないのですけれども、そうした公園が満たされていないところに新しい公園をつくらうということです。もちろん、お金の話もあるので、財政を考えるとおっしゃっていましたので、何とかするのではないかと思います。

そこで、第1部と第2部に分かれていると初めに申し上げられましたけれども、第1部では、公園の最低面積を決めることとなります。そして、最低面積の基準を決めた後、第2部では、過密な市街地のどのあたりに公園をつくったらよいかという絞り込みをやるという構成です。

つまり、第1部では、核となる公園と言っておりましたように、公園の最低面積を決めます。そして、第2部では、そういう公園をどんな場所につくったらよいかという絞り込みの方法について考えましょうということです。

札幌市の提案では、公園の必要機能である防災や緑地、遊具を入れると1,000平米であるということです。これは、ほかの都市を見ても最低1,000平米となっていますので、これでどうでしょうかという話です。

全体を通して、わからないところについてのご質問やご意見があればお願いいたします。

今の説明について、補足や間違ったところはありませんでしょうか。

○事務局（阿部造園担当課長） ございません。

○近藤会長 わからない言葉も出てきたかと思しますので、そんなことでも結構です。

中央区は典型的でしたので、中央区という言葉を使わせていただきますけれども、可能であれば、こういうところに公園をつくっていいこうという考え方でよろしいでしょうか。

これは、あればいいですね。

土地はどうやって確保するのだというご不安もあるでしょうから、そういうことを聞いていただいても結構です。

また、（議案資料-23）にある1,000平米という基準についてです。

他都市でも1,000平米ということでしたが、こういうふうな機能を計画の中に組み入れると最低1,000平米が必要だという試算です。

私は、聞いていて、いいのではないかと思いましたが、ご遠慮なく、ざっくばらんにご意見をいただきたいと思えます。

それでは、三上委員、お願いいたします。

○三上委員 これから話し合うことは、基本的に考え方に基づいて、身近な公園の新規整備方針をつくっていくということかと思えます。

これは、方針をつくられてから、どれぐらいのスピードで身近な公園をつくれるところにつくるのでしょうか。どんな感じの時間的なスケジュールを持っていればいいのか一つです。

また、今、近藤会長がおっしゃったことです。実際に公園をつくる場合、土地が必要だと思えるのですけれども、どういうふうに確保するのか、どんなケースが考えられるのかを教えてくださいたいと思えます。

よろしくをお願いします。

○近藤会長 事務局からお願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） まず1点目のスケジュールについてです。

ご承知のとおり、高度に利用された土地ということで、用地を取得する機会に恵まれない場所となります。今回ご審議いただき、答申をいただきましたら、まずは方針を今年度中に作成します。そして、次年度以降は、その方針にのっとって、必要な場所について、用地取得の機会があれば取得しながら進めていくこととなります。

ですから、何年までにどれだけつくるといようなことはお約束できませんが、空白地帯については積極的に整備を進めていきたいと考えています。

○三上委員 また、土地の見込みについてはどうですか。

○事務局（阿部造園担当課長） 現在も同時並行で進めているものも同じような考えのもと、方針はまだ策定中ですが、民間の土地について、マンション建設会社と競争して取得するのは難しいような状況です。どちらかという、国や北海道あるいは札幌市が持っている公の未利用地です。最近ですと、国の官舎が月寒に集約されて、処分について自治体に照会が来るわけです。その段階で手を挙げるのが可能性の一番高い方法かなと考えています。

そういう機会を逸してしまうと、一般に売り出されてしまいますので、何としても、このような方針のもとに素早く対応したいという考えがあります。

○近藤会長 ざっくりばらんに言うと、国や北海道、札幌市が土地や官舎を処分するときに、こういう方針があるから取得したいといち早く言いたいということらしいです。

森本委員、お願いいたします。

○森本委員 ご説明をありがとうございました。

2点あります。

1点目は、（議案資料－4）に新たなみどりを創出するとして、100ヘクタール以上のみどりを守って、つくるということがありますね。守るとつくるという二つの観点からいうと、守ることをより重視していただきたいと思います。

といいますのは、今、中央区に新しいものをつくろうとしており、それ自体はいいことだと思うのですが、新しいみどりをつくったので、それと同等面積の森を開発してもいいわけではないということです。プラスマイナスで100ヘクタール以上になればいいということではなく、古いもののほうが新しいものよりも生き物の質が高いことがわかっていますので、その点はぜひ押さえていただきたいと思います。

○近藤会長 みどりをつくる、公園をつくるからと言って森を切らないでくださいということですね。

○森本委員 2点目は、札幌市としてどういうふうに対応されているのかがわからないので、質問も含めた発言になります。

冬の間の公園の利用を見てみますと、（議案資料－22）に地域の核となる公園の機能がまとめられておりますね。冬の間の雪の堆積場としての利用が札幌市の場合は盛んだと思いますが、子どもたちは喜んでその雪を利用して遊んでいる様子が見られまして、いい利用の仕方だと私は見ております。しかし、札幌市としては堆積場の機能を出していないので、その辺についてどういうふう考えられているのかをご確認したいと思えますし、また、その場所を利用できる位置づけにしていきたいと思えます。

○近藤会長 先ほど途中で切ってしまいましたけれども、公園をつくるために森をつくらなほしいということです。また、毎回出てきますけれども、公園の堆積場の利用についてどうかというご質問とご意見でした。

事務局からご返答をお願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） まず、1点目のみどりを守ってほしいということについてです。

ご指摘のとおり、公園をつくるということでみどりはさほどふえないというか、もともとみどりがあるところにつくる場合もありまして、どちらかというと、みどりを未来永劫にわたって担保するような機能が公園をつくることであるのかなと思っています。

宅地開発などが行われており、みどりの基本計画をつくった段階では100ヘクタールぐらい減るだろうということが予測されておりました。結果として、市街地についてはみどり

が減ってきている状況ですけれども、札幌市として目標としているのは、消極的というわけではなく、今あるみどりと同じ面積は最低限守りましょうという考えで計画をつくっています。

そのやり方として、都市緑地保全地区など、みどりを市で指定したり買い上げたりするなどして担保し、むやみに開発されないようにしようという政策のもとで行っております。全くご指摘のとおりで、新たにつくるよりは守るほうがより良好なみどりが残されるということで、つくるといことは少しでも守っていくことの一環であると考えてもらえればよろしいかと思えます。

次に、2点目の雪の堆積スペースというか、公園機能についてです。

おっしゃられたように、雪を堆積するスペースは公園機能の中に確かに入っていないのですけれども、これは北国というか、札幌独特の機能ということもあろうかと思えます。一般的に街区公園は、全国的には雪を堆積する機能は示されておりません。ただ、現状としては、おっしゃるとおり、地域の方にとっては雪の堆積場所として利用されているため、札幌市でも地元地域の町内会や団体の方と協定を結んでおります。どこもかしこにも雪を積んで、遊具が壊れたり樹木が折れたりするからです。また、冬の間はそりで滑って、道路に飛び出し、交通事故に遭ったら困るといこともあるので、そういうことに十分配慮した雪の堆積場所を決めて、安全管理に努め、春の雪解けシーズンになったら雪割り作業をして、公園の通常利用がいち早くできるようにしてくださいという協定書を札幌市と地域で結び、雪堆積機能を付加するような利用の仕方も進めております。

○近藤会長 それでは、小篠委員、お願いします。

○小篠委員 幾つかあります。

前半の議論は規模の話ですから、その話にしたいと思えます。

1,000 平米という単位をどうやって決めるかがすごく気になるところです。（議案資料-21）に街区公園の規模は面積に応じて利用者が減ってしまうというグラフがあるわけですが、1,000 平米を見てしまうと、統計的には1日当たりの公園利用者数が10人を切るようなところなのです。ですから、1日に10人しか使わないような公園を税金をかけて整備するというロジックになってしまうのです。これがまっとうに通るのか、すごく不安です。

高度利用されているエリアだから、充填できる土地がないだろうという中で2,500平米を1,000平米にして、あるいは、他の行政団体がやっているからそれでいいのではないかということは、こういう統計を見ると説明しにくいものになるのではないかというふう思うわけです。そこで、どうせつくるならば、どうやって利用を活発にするのかというようなことをセットにして考えていかなければいけないのではないかと思っております。

先ほど公的な財産の処分が財務から大きく言われてくるだろうという話の中で、それに即対応できるようにしようということが狙いとしてあるということでしたね。しかし、この審議会では主に公園やみどりの話でしょうけれども、札幌市が管理している公共施設ということでいえば、公園以外にもあるわけです。例えば、小学校と公園をセットに整備す

れば、公園の利用率が上がるのは目に見えるわけです。

冒頭に説明があった住区整備基本計画は、公園を整備するためにつくった計画ではございませんで、札幌市が爆発的に人口膨張しているときに、郊外部にどうやって良好な住宅地を整備するかということがあったのです。そこで、中学校区に必ず公園を設けましょうという計画でして、良好な住環境の整備をすることが目的だったわけです。それは学校と公園がセットにされているということです。

郊外部の公園だけを取り出せば、郊外部に公園が多く、既成市街地の中には少ないということになるわけですが、本来の目的は、住環境と子どもたちの良好な遊び場、アフタースクールで遊んだりすることができるようなスペースを確保することが目的だったと都市計画の専門家として理解しているのです。

そういうことを考えますと、1,000 平米は仕方のない数値になるのかもしれませんが、都心部、既成市街地の中での公園の利用率を高めることも一つの目標にしながらこの整備を考えていくということをもう一つの柱に据えていかなければいけないのではないかと思った次第です。

○近藤会長 土地がない中で1,000 平米というのはやむを得ないのだけれども、例えば住区整備基本計画で学校とセットにするという発想があったように、利用人数を増やすような工夫もしてほしいというご意見でした。

○事務局（阿部造園担当課長） まず、1,000 平米についてです。

これは、あくまでも用地取得が難しいのでやむを得ない場合の最低面積という考え方で、可能な限り、標準面積である2,500 平米の用地確保を目指すことは変わっておりません。

ただし、今回、何で1,000 平米という基準をラインにしたかといえば、最低面積を2,500 平米と大きく引き上げてしまうと、公園を整備する機会が少なくなってしまうというデメリットがあるので、妥当なラインは1,000 平米ぐらいではないかということです。

ちなみに、昨年、まち中に1,000 平米強の公園をつくったのですが、望まれている場所でしたし、新しいということもありますけれども、利用者数はすごく多くなっております。つくるときも、利用されるよう、地域や近くの学校や幼稚園などから意見や希望を聞きながらつくりまして、こういうことは非常に大事だと思っております。こういうことで利用されやすい公園を目指していきたいと考えております。

○近藤会長 広いにこしたことはないけれども、余り欲張り過ぎるとチャンスを逸してしまうということです。できるところからやっていくということです。

ほかにございませんか。

それでは、上田委員、お願いいたします。

○上田委員 今の2名の委員の意見とも関連しますが、最初に質問させてください。

（議案資料-21）の利用者数について、私が聞き逃したのかもしれないのですが、これは年間を通じての平均になるのですか。つまり、冬の利用も入っているのでしょうか。

○事務局（阿部造園担当課長） 冬の利用は入っておりません。

平日数日間、土・日数日間、夏休みの平日数日間、夏休みの土・日数日間の1時間ごとのカウント方法だったかと思います。

○上田委員 先ほどの森本委員の意見に同感でしたが、6メートルもの豪雪の大都市である札幌というのは本当にユニークな点でして、ほかの都市とは違うものを考えてほしいと思います。今回、新規の整備なので、そういうことを打ち出しているのではないかとすごく感じます。

特に、（議案資料-23）の面積換算が夏場の利用のみで計算されているということでしたね。先ほどもご説明があったように、現状として、冬場に雪を捨てるという利用が行われていることを考えると、そこを見ないふりをしてしまうのはどうなのかなという気がしなくもありません。実際、冬に雪がどのぐらい捨てられるかについて、面積換算に多少考慮しないと、現実離れしてしまうのではないかと懸念しております。

○事務局（阿部造園担当課長） 今、モデル図が示されておりますが、左側が広場となっております。先ほど申しましたが、地域と札幌市の協定ですと、右半分の箇所については雪を捨てないでください、左半分の広場、これはダスト舗装ですけれども、石の粉を4センチくらい敷いた雨でもぬかるまないような広場となっております。こういうところにママさんダンプ等で雪を運び入れるようになります。

1,000 平米ほどあればある程度の雪は積めます。昨年にご審議いただきましたが、もっと小さい公園が道路を挟んで向かい側にありますので、機能分担をしましょうというような既設公園がたくさんあるのです。核となる公園にはこういうような遊具や休養施設を配置し、その地域の核となるような公園をつくります。あるいは、郊外部に特に多いのですが、狭小公園については、地域の意見を聞きながら、施設を取っ払ってしまい、冬の堆雪利用に使いやすい、あるいは、休養できたり花壇をつくったりする程度の施設しか置かないような公園にするなど、今後は新規公園も既設公園も一体とした計画を立てていきたいと思っております。

○近藤会長 確認しておかなければいけないことですが、1,000 平米というのは最低基準だということです。例えば、今1,000 平米以下の公園を用地取得で何とか1,000 平米にしようということですよ。

○事務局（阿部造園担当課長） それもあります。

○近藤会長 ですから、1,000 平米でいいということではなく、これ以上欲しいのだけでも、最低1,000 平米にしようという努力をしたいということです。

○事務局（阿部造園担当課長） そうです。

○近藤会長 ですから、最低面積を何とか決めようという段階です。

○上田委員 実際には、（議案資料-27）にあるように、現状として、基準を定めたところでということです。何が言いたいかというと、最低をある程度高く設定してしまうと、つくられない理由になってしまうのではないかとということです。1,000 平米ないから、ここは公園にしなくていいとなってしまうと、500 平米の狭小公園だけが増えていくことが

現実になってしまうのかなという気がしなくもないのですけれども、どうでしょうか。

○近藤会長 どうやって狭小公園を1,000平米にしていくかということですか。

○上田委員 要するに、最低基準を1,000平米にすると、1,000平米を確保できなかったらつくらないという話ですよ。開発行為によってつくるものは500平米でもいいということであれば、結局、現実的につくれるものとして、500平米の公園だけがふえてしまい、きちんと整備するものは面積基準の1,000平米に満たないからつくらないという選択になってしまうのかなという気がするのです。

○近藤会長 そういうことでしょうか。

○事務局（阿部造園担当課長） 現在、開発行為自体が非常に少なくなっており、特に大規模の開発行為はほとんどありません。500平米の公園予定地で札幌市に帰属したものは、ここ3年ぐらいでも三つぐらいしかありませんし、新規整備がほとんどなくなってきております。ただ、必要とするところにつくるということで、1,000平米に満たないからつくらないということではなく、何とかつくりたいという考えで、そのときに最低でも1,000平米は確保したいという意味合いです。

○大高委員 今の地域の核となる公園についてですが、広ければ広いほうがいいのかもできません。しかし、市街地の中で現在ある500平米の公園を1,000平米にするとなっても周辺の事情もあり、実現できない場合もありますよね。

ただ、1,000平米という考え方はいいのかもしれない。というのは、町内会や各地域の青少年育成委員、そこを行事で使う人間からみると、日常は子どもが野球やサッカーをやる場所があればいいというのが一つです。それから、夏の暑いときには涼を求められる場所があればいいと思います。

特に、夏場には、町内会や青少年育成委員の方は、夏休み中の子どもたちのラジオ体操を核となる公園でやっているのです。そして、町内会では、盆踊りを含め、夏祭りを行っております。そこでは屋台の店も出しています。これができるぐらいのスペースがあればいいというのが地域の要望です。

そして、冬には、雪遊びができればいいと思います。例えば、雪だるまをつくったスノーフェスティバルを行っている地域もあります。そういうところのために必要な面積があればいいと思います。

ですから、ところどころの形状によっても違いますが、それだけのことができる面積の公園であれば、800平米であろうと1,000平米であろうと1,300平米であろうと構わないと思うのです。先ほどあったように、長方形のスペースがとれるところは確保するのがなかなか難しいとは思いますが、今申し上げました夏祭りやラジオ体操、そして子どもたちがサッカーや野球をできるスペースがあればいいのではないかと思います。

これは、静岡やさいたまなど、ほかの都市でも大体はそういう基準でつくられているのではないかと思います。ですから、地域によっては必ずしもこのとおりにはいきませんが、今説明がありました1,000平米というのは妥当な面積ではないかと思います。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにご意見等はございませんか。

それでは、久保田委員、お願いします。

○久保田委員 完全に素人質問です。

もちろん、公園はないよりはあったほうが良いと思いますし、（議案資料-22）にあるように、機能として必要性を説明できることは幾つもあると思うのです。そこで、最初の背景のところの説明して下さったみどりの計画の中に都市公園も位置づけられていることが頭の中で直接結びつかない部分がありました。

要は、市民にどうやって必要性をわかりやすく説明できるかという観点で基本的なことを教えていただきたいと思います。

みどりの量については、4項目にある植林地や草地、農地などの普通の市民がイメージする木が生えているところだけではないというのはわかるのですけれども、例えば、（議案資料-24）の写真にあるようなものです。確かに草は生えているのですけれども、みどりが必要だからこういう公園をつくるというのは頭の中でなかなか結びつきにくい気があるのです。実際に植栽を中央区のような建物が密集しているところにつくり、そうしたみどりの空間をつくり出すなど、そういうストーリーの必要性を説明できるようなことは考えておかななくていいのだろうかということが単純に疑問に思うことの一つです。

そして、もう一つは、（議案資料-25）にあります防災についてです。

建物が密集しているところであれば、住んでいる方の防災についての関心が高いのではないかと思います。一方、途中でもお話にありましたように、学校の校庭などが広域避難場所に指定されていますよね。そこで、まち中の30メートル四方の場所が防災上必要なか、素人としてはなかなか理解しにくいので、その辺をクリアに説明できるといいかと思えます。

防災の計画か何かが別におありだと思えるのですけれども、その中で広域の避難場所とは別にまち中の小さな公園も機能として必要だと位置づけられているなど、そのようなものがあつたら教えていただけないかと思えます。

以上、2点です。

○近藤会長 公園の機能と言わず、みどりの機能については僕も講義でよく言っているのですけれども、今、久保田委員がおっしゃられているのは公園の機能についてもうちょっと説明してほしいということでした。また、1,000平米が防災機能として役立つ根拠を教えてくださいということでした。

○事務局（阿部造園担当課長） まず最初の公園の機能というか、みどりの役割についてです。

中央区の公園を整備することで、みどりとして打ち出すのはどうかという話ですが、先ほども申したように、公園自体で緑被率に貢献はそんなにしないのかと思えます。今、札幌市で積極的に進めているのは、路線を絞って、街路樹の緑量をアップする、あるいは、

民間のビルの屋上などにみどりについて、補助をしながらですが、もうちょっと増やしてもらおうような取り組みを行っています。

とはいいいながら、公園は面積が大きくなればなるほど、大都市のヒートアイランド減少の抑止や騒音対策などの機能を持っているので、公園をつくることによって、みどりの持つ機能が貢献できるということは考えられます。

もう一つは、防災についてです。

札幌市の公園は全てそうですが、一時避難場所という位置づけがあります。先ほど言った学校のグラウンドや大きな公園などは広域避難場所に位置づけられ、災害が起きてから3日間ぐらい避難する場所として指定されています。街区公園等は一時避難場所ということで、火事の最中に一時的に避難するような場所として位置づけられています。

○近藤会長 公園の機能は、先ほどのモデルでもありましたように、（議案資料-23）に敷地の30%以上はみどりにしなければいけないということですが、絵で見たら、みどりはそんなに多くないのです。どちらかというと、空き地が多いので、議案資料-22)であるように、どの機能の効果が出やすいのかといたら、防災やコミュニティー形成、レクリエーションです。みどりの効果を本当に発揮させようと思ったら、かなり大面積の緑地が要ります。だからといって、公園にみどりがなかったらどうなのかということになります。ですから、公園には景観形成の効果が得られるのではないかと思います。

それから、本当に細かいことで、今、僕らがやいやい言っているのですけれども、まちの中にみどりを含む小さな空地をどんどんつくることで、一部の都市ではゲリラ豪雨の対策になるのではないかとということも言われています。アスファルトにするよりも土のままにしておくだけで下水への負荷も減りますし、気温の低減にもなるということで、ポートランドではそういうふうな小さいところをいっぱいつくっております。それは、その地域の人がみどりや空地の効果を十分に認識しているというか、させているからで、地域の人は納得されているみたいです。

それから、（議案資料-25）の防災機能のところ、1,000平米とあります。これについては僕もなぜかと思いましたが、根拠は、そこにある阪神・淡路大震災のときの報告書で、これは造園学会が中心になってつくったものだと思います。ただ、何平米以上だったら大丈夫だということはないらしく、拾い集めるとこの程度だろうということをお聞きしております。

14時50分ぐらいまでにまとめろということですから、あと一つ二つご意見をいただきたいと思います。

それでは、山田委員、お願いします。

○山田委員 今ご説明を聞いていると、量的な問題は今の段階で決めているのかどうかということが一つです。

例えば、みどりの基本計画を見ますと、平成32年の目標値が生きており、平成32年までの5年間で、どこにというのは言えないのでしょうかけれども、どの程度の量をつくらう

としているのかをお聞きしたいと思います。

○近藤会長 どの程度の量をつくろうとしているかということですね。

○事務局（阿部造園担当課長） 先ほども森本委員からの質問の際に申しましたが、つくるといよりは、平成19年の3万1,225ヘクタールを守ろうということです。目標値というのは現況値以上ですので、これ以上減らないように努力しようということになっております。ですから、つくるといよりは、何とか守っていくというような考え方です。

○近藤会長 ほかにございませんか。

今までご意見が出た中で多かったのは、1,000平米という数値です。これが一番難しく、大きいほうがいいのではないかという意見が多かったと思います。当然そうだと思いますが、例えば（議案資料-27や28）です。

（議案資料-27）を見ると、地域の核となる公園の面積は1,000平米以上とあり、その下に新たな街区公園は、標準面積が2,500平米、最低面積がおおむね1,000平米以上とあるのですけれども、最低面積の1,000平米で我慢しているのではないという表現を強調されてみてはどうでしょうか。ですから、どちらかというところ、その下にある街区公園は標準面積が2,500平米以上というところを強調した書きぶりにすれば、皆さんの誤解も少なくなるのではないかと思います。

それから、出てきた意見としましては、利用者数についてです。正直に言って、（議案資料-21）を見ると、確かに小篠委員が言われたように、1,000平米でも利用者数はそんなに多くないのではないかと思います。新しく公園をつくること自体がものすごく難しいのですけれども、それに加えて、利用者数を増やすような努力や工夫も文言に入れれば進みやすくなるのではないかと思います。

それぐらいでよろしいでしょうか。

追加してもらいたいようなことはございませんか。

それでは、新海委員、お願いします。

○新海委員 今の1,000平米の捉え方です。

言い切ってしまうのは非常に怖いと私も感じています。それは、995平米だったからできない、できるというような議論になった場合、市としても難しいのではないかと思います。

そこで、（議案資料-26）の東京の江戸川区や新宿区は、おおむね1,000平米以上の公園という言い方をしておりますよね。用地を確保するのに何かしらいろいろとあるのかと思いますので、きっと東京のほうがいろいろと大変だと思います。ですから、逃げという言い方はおかしいのですけれども、広く捉えられるようなことがあるのかと思いますので、広げて考えられるようなものを面積基準のところに入れておいたほうが広がりを持てるのではないかと思います。

また、細かい話ですけれども、平米という単位とヘクタールという単位が出てくるのです。つくるときには単位をそろえていただけたらという希望です。

また、（議案資料－38）の誘致圏という考え方について、（参考資料3）で札幌市全体のものが出ていますね。街区公園はきれいに誘致圏が出ているのですけれども、これが住区基幹公園以外や地区公園になったときに、誘致圏という捉え方がピンポイントで円として捉えているのか、カバーされていない部分もあるのかなと思います。

○近藤会長 誘致圏については次の説明で出てくるかと思います。

前段の新海委員のご意見は、最低1,000平米と強調し過ぎると900平米のときなどに困るのではないかと、だから、「おおむね」という文言ぐらいは入れておくのはどうでしょうかということとして、僕も言われてみればそうかという気がします。そうすると、融通がききまして、800平米でもひよっとしたらいいかもしれないということになりますね。ほかの自治体でもちょっとぼやかしておりますので、融通をきかせたらいいのではないかとということです。

それから、単位は、ヘクタールか平米か、どちらかにしてくださいということです。

○事務局（阿部造園担当課長） 今の「おおむね」についてです。

（議案資料－23）でも示しておりますように、解析やデータの段階では1,000平米以上の公園で後ほどお話しいたします空白域を探すのですけれども、新たな街区公園を検討するときにはおおむね1,000平米ということで、999平米のところなど、場所やタイミングによってはあります。そういう意味で、（議案資料－23）に「おおむね」という文言を残しております。

○近藤会長 （議案資料－27）の赤のところにも残したほうがいいのではないかとということではないですか。

○新海委員 赤で強調されているので、そこに「おおむね」という文言を入れるのはどうでしょうか。

○近藤会長 文字が小さいから強調しておいたほうがいいということですね。

○事務局（阿部造園担当課長） 表現方法について考えたいと思います。

○近藤会長 いろいろと意見をいただきましたけれども、先ほど申し上げましたような内容を次回に文言や表現を組み込んでいただくことをお願いしたいと思います。

○事務局（阿部造園担当課長） はい。

○近藤会長 面積を決めるのは本当に難しいのですが、きょういただいた意見をもとに若干の修正を加えて次回に確認していただくことにいたします。

そうしましたら、休憩時間をとります。

15時から、第2部で、こういう公園をどの場所に配置したらいいかという考え方について説明があると思いますので、15時までにはご着席願います。

よろしくお願いたします。

[休 憩]

○近藤会長 3時になりました。

皆さんが席におつきになっているので、再開したいと思います。

前回までは、トイレを減らす、テニスコートを減らすということで、ちょっとなところがあったのですけれども、今回はチャンスをやまくつかんで増やそうと話になっておりますので、かなり楽しいと思います。

それでは、後半部分の説明につきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） 造園担当課長の阿部です。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

後半の部に入る前に、先ほどの前半部分の補足ということで、今、スライドをお見せしております。

（参考資料⑤）は、街区公園の面積内訳をあらわしたものです。

前半の部分では説明足らずで、2,500平米が標準なのに1,000平米に減らしてしまうような印象を与えてしまったかと思うのですけれども、現在の札幌市の街区公園で1,000平米未満の公園は6割弱であります。今回、必要とされ、抽出したところは、少なくとも、そういう小さい公園ではなく、投資するからには最低でも1,000平米以上の公園、2,500平米ならなおさらいいのですけれども、そういうことを目指そうということで、1,000平米のラインを考えているということです。

以上が補足となります。

○近藤会長 もう少しわかりやすく申し上げますと、第1部では、何とか1,000平米以上は確保したいということでしたけれども、第2部では、そういうふうな公園をどのあたりにつくっていったらよいかという地域の絞り込みの話になってくると思います。

それでは、お願いいたします。

○事務局（阿部造園担当課長） 【議案資料-31】それでは、説明内容の後半部分として、もう一つの諮問内容である地域の特性に応じた公園整備について説明します。

【議案資料-32】現在の公園を取り巻く状況が地域ごとに異なることから、地域特性に応じた公園整備の考え方を整理します。

策定する新規整備方針では、地域ごとに異なる人口動態や公園の整備状況等を地域特性として検討し、これに応じた効果的、効率的な公園整備を行っていくことが必要であると考えています。

【議案資料-33】地域特性を構成する要素はさまざまなものが考えられます。このため、複数の要素から多面的に検討することにより公園整備が効果的な地域や効率的な整備手法を選択することとします。

【議案資料-34】本方針では、五つの要素から地域特性を把握することにしました。

まず、人口データ等の把握や比較に適している統計区を目安として、人口動態や土地利用等、まちづくり戦略ビジョン、身近な公園の整備水準の3要素を検討します。

さらに、公園の配置バランスとして、地域の核となる公園の空白域の状況を検討します。

これらの結果を重ね合わせるにより、公園の整備効果が高い地域を抽出します。そして、抽出された整備効果が高い地域については、既存のストック活用として、現在ある1,000平米未満の狭小公園の拡張による効果を検討し、効率的な整備手法の選択を行います。

最初に、1から4の要素について説明します。

【議案資料-35】まず、人口動態や土地利用については、その特徴の違いから10個のブロックに分類しました。右の図は統計区を目安とした区域をグループごとに色分けしたものです。

ここでは、人口密度や成長性の高さの視点から、近年の人口が横ばいから増加傾向にあり、かつ、集合住宅が多い地域を公園の整備効果が高い地域として考えます。

右の図では、赤色からオレンジ色になっている地域であり、おおむね、都心とその周辺部、地下鉄沿線が対象となります。

【議案資料-36】続いて、二つ目の視点のまちづくり戦略ビジョンについてです。

まちづくり戦略ビジョンは、札幌市のまちづくりにおける総合計画として最上位に位置づけられる計画です。右の図は戦略ビジョンにおける市街地区分を示しており、赤色と黄色の地域は都心及び複合型高度利用市街地を示しています。これらの地域は、今後、都市機能の集積や集合型の居住機能を誘導する地域となり、良好な住環境を形成する必要があることから公園の整備効果が高い地域であると考えられます。

【議案資料-37】三つ目の要素の身近な公園の整備水準について、市内の地域格差を緩和する観点から、二つの指標がともに全市平均値未満である地域を整備効果が高い地域として考えます。

一つ目の指標は、1人当たりの身近な公園面積であり、人口を加味した整備量の目安となります。二つ目の指標は、地域の核となる公園等の誘致圏カバー率であり、地域の中心的な役割を担う公園の配置バランスの目安となります。この結果、右の図の赤色の地域は整備効果が高い地域と考えられました。

【議案資料-38】誘致圏及び誘致圏カバー率の意味については、事前に資料を送付させていただきましたが、簡単に確認させていただきます。

誘致圏とは、その公園の主たる利用者が居住する範囲であり、公園の外周より250メートルの地域のことを指します。そして、誘致圏カバー率とは、統計区の面積に対して誘致圏の面積が占める割合のことです。

なお、（議案資料-39）で説明する公園の空白域とは、誘致圏に覆われていない地域のことを指します。ここで、先ほど質問をいただきました地区公園等の大きな公園の誘致圏の説明をさせていただきたいと思います。

こちらは、お手元にお配りしてあります（参考資料②）で説明させていただきます。

（参考資料②）でいいますと、右上に赤枠で地区公園と書かれている部分があります。あるいは、左の下の街区公園1,000平米未満と書いてあるところに豊平公園とありますが、こちらも地区公園です。先ほどご指摘を受けたとおり、公園の外周から250メートルの位

置は青色の誘致圏でカバーされておらず、こちらの上の部分に空白域が残っている状況です。

ここで、地区公園の誘致圏について補足します。

地区公園や総合公園、あるいは、都市緑地でも遊戯広場があるようなところも同等に扱いますと申ししていたのですが、誘致圏の考え方の中には公園の外周からではなくて、その公園の中にある遊戯広場の外周から 250 メートルの範囲を誘致圏でカバーしている部分というように今回は設定しています。

と申しますのは、地区公園と 4 ヘクタール規模の大きな公園につきましてはさまざまありまして、大部分を樹林地あるいは山があり、そういうところも街区公園と同じように、公園から 250 メートルはその機能を確保していますというふうに同一に扱えません。そこで、公園の中の機能に特化して、今回の場合、遊戯広場から 250 メートル、広場の外周から 250 メートルに設定しております。

以上が、先ほどの質問に対する補足の説明となります。

戻りまして、公園の配置バランスです。

【議案資料－39】地域の核となる公園の空白域についてです。

効果的な公園の整備を行うためには、既設公園の誘致圏との重複をなるべく避け、新しい公園を配置する必要があります。そこで、本方針では、公園の空白域がまとまっており、その面積がおおむね 10 ヘクタール以上である地域を整備効果の高い地域として考えた結果、右の図の赤色の地域が抽出されました。

なお、10 ヘクタールとは、誘致圏である 250 メートルの半径とした正円の約半分の面積、既設公園の誘致圏との重複は 50% 程度までとすることを意味しています。まとまった空白域のうち、工業地域や北海道大学、札幌駅からすすきのまでのエリアなど、土地利用形態から身近な公園がなじまない地域は除くこととしています。

【議案資料－40】続いて、五つ目の要素として、1,000 平米未満の狭小公園の拡張についてです。

狭小公園の配置状況によっては整備指標が必ずしも新規整備には限らないという考え方です。

具体的な二つの事例で説明します。

【議案資料－41】一つ目は、地下鉄円山公園駅周辺の事例です。

点在する緑色の部分が地域の核となる 1,000 平米以上の公園であり、その誘致圏を青色の範囲で示しています。赤い点線の範囲はまとまった空白域です。そして、今表示した二つの赤い丸は 1,000 平米未満であるため、誘致圏を描いていない狭小公園の位置ですが、その数は少なく、空白域周辺は公園機能が非常に少ない地域であると言えます。さらに、仮にこれらの狭小公園を 1,000 平米以上に拡張し、誘致圏を描けたとしても、空白域が多く残ります。このため、こうした地域では、新規整備と狭小公園の拡張の両方を積極的に推進する必要があると言えます。

【議案資料－42】二つ目は、地下鉄南北線北 24 条駅から北 34 条駅周辺の事例です。

黄色い点線の範囲が地域の核となる公園のまとまった空白域ですが、1,000 平米未満の狭小公園が多く点在しており、十分とは言えないものの、一定の公園機能が確保されていると考えられます。さらに、これらの狭小公園を 1,000 平米以上に拡張できた場合、空白域をおおむね埋めることができます。このため、こうした地域では、狭小公園の拡張により効率的な公園整備を目指すべきと考えられます。

一方で、現実的には公園の隣接地を取得できる機会は極めて少ないことから、新規整備についても、地域の詳細な状況を把握しながら、慎重に検討していく必要があります。このように、狭小公園の配置や拡張の効果を考えて効率的な整備手法を選択することとします。

【議案資料－43】ここまで説明した地域特性に応じた公園整備の考え方をフロー図としてまとめました。

五つの要素から公園の整備効果が高い地域や効率的な整備手法を検討し、市街化区域全体を三つの地域に分類します。ここでは、仮に、新規整備と狭小公園の拡張の両方を推進する地域を新規整備推進地域、狭小公園の拡張を目標とする地域を狭小公園活用地域と称します。そして、これら以外の地域については新規整備対象外とします。

【議案資料－44】ここからは先ほどのフローを札幌市の市街化区域に当てはめた場合のシミュレーション結果を示します。

最初に、新たな公園の整備効果が高い地域の抽出過程です。

まず、①の人口動態や土地利用等の観点による整備効果が高い地域が対象となっています。【議案資料－45】次に、先ほどの結果に加えて、まちづくり戦略ビジョンの観点についても整備効果が高いと考えられる地域です。【議案資料－46】さらに、身近な公園の整備水準の検討を加えた結果です。【議案資料－47】そして、地域の核となる公園の空白域の検討を加えることで公園の整備効果が高いと考えられる地域が抽出されます。

【議案資料－48】最後に、効率的な整備手法の選択過程です。

先ほど抽出された整備効果が高い地域を整備手法の違いから二つの地域に分類します。この結果、赤色のエリアが新規整備と狭小公園の拡張、その両方を推進する新規整備推進地域となり、創成川以東地区や市道沿線など、都心及びその周辺に集中する結果となりました。また、黄色いエリアが既設の狭小公園の拡張を目標とする狭小公園活用地域となり、琴似地区や北側の地下鉄南北線沿いなどが該当しました。

【議案資料－49】地域特性に応じた公園整備の考え方に関する二つの補足事項を説明します。

1 点目として、まちづくりに関する面的な計画がある地域は別途検討することとします。これは、人口や跡地利用などのあり方が大きくかわる再開発計画等が行われる場合には、その方向性に応じて公園の重要性も見直す必要があるためです。

2 点目として、公園以外のオープンスペースもその整備内容によっては公園に準ずるも

のとして扱うものとします。これは、限りある財源の中で効果的、効率的に公園の機能を確保するためには、公園という枠にとわられず、公園に準じた各種のオープンスペースの機能を活用していく必要があるためです。

【議案資料－50】地域特性に応じた公園整備のまとめです。

五つの要素から地域特性を検討した結果、札幌市の市街化区域を大きく3種類に分類して、効果的、効率的な公園整備を行っていく必要があると考えられます。

ここでは、仮に、新規整備の重要性が高い順に、新規整備推進地域、狭小公園活用地域、新規整備対象外と称します。

右の図は、市街化区域をこれらの地域で色分けするとともに、地域の核となる公園の誘致圏を青色で表示したものです。

なお、この図を拡大した資料をお手元の参考資料の3枚目（参考資料3）に配付させていただいておりますので、そちらもごらんください。

赤枠のエリアが新規整備推進地域であり、新規整備と狭小公園の拡張、その両方を推進する必要がある地域です。黄色い枠のエリアが狭小公園活用地域であり、狭小公園の拡張を目標としつつ、新規整備については慎重に検討する必要がある地域です。そして、これら以外の地域は新規整備対象外として基本的に整備は行わないこととします。

対象地域の詳細については、次のスライド（議案資料－51）で説明します。

右の図は、先ほどの図面のうち、都心及びその周辺を拡大したものです。

なお、この図を拡大した資料もお手元の参考資料の4枚目（参考資料4）に配付してありますので、ごらんください。

最初に、赤枠の新規整備推進地域の詳細について説明します。

まず、右上の区域ですが、ここは創成川の東側に位置しており、地下鉄の北13条東駅周辺となります。

次に、その下の創成川以東地区と呼ばれている区域ですが、ここは、北はJR線、南は国道36号線あたりまでの範囲となります。そして、図の左側の区域は、西は地下鉄円山公園駅、東は大通公園や植物園に至るまでの範囲となっています。

最後に、中島公園の西側に位置している区域ですが、市電沿線を主とした範囲となっています。

一方、黄色い枠の狭小公園活用地域についてですが、この図に示されている市電沿線やJR苗穂駅周辺のほか、地下鉄の琴似駅、栄町駅、学園前駅、宮の沢駅、北18条駅から北34条駅までの周辺が該当しています。

これらの地域は、いずれも近年のマンション建設等に伴って人口の増加が認められている上、公園が非常に少ない地域であり、公園の新規整備が必要な地域であると考えています。

地域特性に応じた公園整備に関する説明は、以上となります。

ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○近藤会長 なかなか難しかったですね。多分、その手法全てについて、チェックしながら理解するのは無理だと思いますけれども、要は、幾つかの要素を取り出して、その要素ごとに地域を絞り込んでいったということです。整備というのは新しくつくるという意味ですけれども、公園を新しくつくったり、狭小公園を広げていったりする優先順位をつけましたという話であり、こういうふうな手法でいいのですかということでしょうか。

○事務局（阿部造園担当課長） そうです。

○近藤会長 それでは、僕から質問です。

誘致圏があり、全部が 250 メートルですね。ここに地区公園や近隣公園はないのですか。地区公園や近隣公園の誘致圏はもっと広いはずですよ。

○事務局（阿部造園担当課長） 住区整備計画の当時はありました。

誘致圏について、近隣公園は 500 メートル圏内、地区公園は 1 キロメートルです。今回の場合、地域の核となる公園であり、自転車で行く、あるいは、子どもでも歩いていけるような距離ということです。地区公園は、1 キロメートルですから、小さなお子さんが歩いていけるような距離ではないと思いますし、今回の配置バランスを考えると時には、地域の核となる公園ということで、近隣公園、地区公園についても 250 メートルを誘致圏と考えています。

○近藤会長 わかりました。それでは、僕らの住区基幹公園の誘致圏というイメージとは違うのですね。

○事務局（阿部造園担当課長） はい。

○近藤会長 それでは、地区公園も近隣公園も誘致圏は 250 メートルとして計算したということですね。もし誘致圏を 500 メートルや 1,000 メートルにすると空白地域がなくなるのですね。これについてはどうでしょうか。

○新海委員 先ほどは前半部分で質問してしまい、申しわけありません。

遊戯広場があるところから 250 メートルという考え方をとっているのですね。もし新しく公園を設置するという基準が遊戯広場なのであれば、広い公園でしたら、公園の敷地内に新たに遊戯広場を設けてしまえば誘致圏が広がるという考え方になりますよね。そうすると、新規に土地を求めるといふより、その公園の中で何かできないかという方策を検討してみてもいいのかなと単純に思ったのです。

○近藤会長 よくわからなかったので、済みませんが、もう一回言っただけませんか。

○新海委員 お子さんが通える広場から 250 メートルという基準を決めて地図をつくっていらっしゃいますよね。でも、広い公園のある一定のところに遊戯広場があるからといって、そこしか見ていない捉え方になっているのです。公園だけが広くて遊戯広場がないところで、端っこに遊戯広場があれば誘致圏が広がるという状況が発生するのであれば、空白地域ではなくなる場所もあるのだと思うのです。

そうであれば、空白地域に新たに土地を求めて画策するよりも、その中に遊戯広場をつくってあげて、すぐに通えるようにしてあげるほうが近隣に住んでいらっしゃるお子さん

をお持ちの方たちにとってはいいですし、すぐに増やすことができますので、そういう手順をと思ったのです。遊戯広場が必要ということだけに特化すれば、そういう方法もあるのではないかと思ったのです。

○近藤会長 大きな公園があって、ここのバッファーのつくり方は遊戯広場を中心としているから、大きな公園の場合、極端に言えば、公園の縁に遊戯広場を幾つかつくれば、全体の誘致圏が広がるのではないだろうかということですね。

○事務局（阿部造園担当課長） そのお考え方は全くなかったもので、アイデアとしてはいいかと思います。ただ、今お示ししているところについては円山公園等が近くにあるのですけれども、例え端のほうにつけたとしても250メートルではほとんど無理かなというところもあるかと思います。

○事務局（長谷川みどりの施設担当部長） 補足させていただきます。

今お示しした空白地域は、中央区の円山地区が中心ですけれども、この地区でいいますと、遊戯広場を設けられるような近隣公園や地区公園が一切ありません。既にそういう状況だということをご理解いただきたいと思います。

そして、今、阿部課長が申し上げましたけれども、例えば円山公園ですと、地下鉄駅側に1カ所、宮の森側に1カ所、既に遊戯広場を設けております。大きな公園ですので、そういった遊戯コーナーみたいなものを設け、誘致圏250メートル内に既に確保しても、充足していないようなところが出てきます。

また、円山公園以外では、中央区の中島公園もそうですけれども、南9条通側に児童会館とセットで遊戯広場を設けていますので、こういったものも誘致圏を発生させている状況でございます。

○新海委員 ありがとうございます。

例えば、中島公園の西側のあたりは新規整備推進地域にかかってくるのだらうなと思います。ただ、この辺はすごく混み入っているので、土地の確保ができないのであれば、こういうところにもつくってあげればまた違うのではないかと思います。

○事務局（長谷川みどりの施設担当部長） 中島公園の西側の鴨々川のほうですね。

中島公園も特殊事情があります。非常に由緒ある公園でして、再整備のいろいろな構想をつくっておきまして、コンサートホール、また、今改築中の豊平館や日本庭園など、中島公園の西側については文化的な施設を置くという方向性を決めておりますので、その一角に遊戯広場を置くことは今の状況では厳しいです。

○新海委員 既にご検討をいただいた上でということであれば、構いません。ありがとうございます。

○上田委員 昨年、機能分担の話がありましたね。そのことを考えると、実際の狭小公園でも、遊戯広場が存在しない狭小公園などもあるのですよね。何が言いたいかといいますと、結局、大きい公園を遊戯広場から中心に考えていると言いながらも、ほかの公園では、機能分担により、遊戯広場が関係ないところでも誘致圏をとっていたりすると矛盾がある

のではないかと思います。だから、遊戯広場にこだわってしまうと、機能分担の話との矛盾が生じるのではないかが気になります。

○近藤会長 どこからバッファーを発生させるかという問題で、遊戯広場ではなくて、極端に言えば敷地の中心、あるいは、へりからバッファーを広げるということですね。もう一つは、遊戯広場は、機能分担により、無くなる公園もあるのではないかとということですね。

○事務局（阿部造園担当課長） 誘致圏は、街区公園については外周から250メートルとなります。また、機能分担の考え方は、狭小公園はそもそも1,000平米未満のもので、機能分担を考えていくこととなりますが、核となる公園に対しての機能分担を考えるということです。ですから、今回の1,000平米の公園が核となる公園で、そこに遊具をつけたり、さまざまな広場を設けたりするということです。逆に、ほかの狭小公園については、核となる公園に対し、機能分担を考えた再整備をするなり、そういうことを考えます。ですから、そういう公園については、バッファーというか、250メートルの円を発生させていない検討としています。

○上田委員 一番最後の赤色とオレンジ色の差は、結局、機能分担で、木が1本生えているだけのところやベンチしかないようなところも250メートルに入れてしまい、差が出てくるのですよね。

○事務局（阿部造園担当課長） 250メートルを入れていない空白域を赤色と黄色に色づけしているのです。たまたまそこに小さな狭小公園があるので、もしこの狭小公園を拡張できれば、その空白域が埋められるという考え方により黄色に塗っています。ですから、あくまでも1,000平米以上の公園でカバーしていない区域がまとまって10ヘクタール以上ある区域を空白域として出しているのです。赤色と黄色の差は、そこに狭小公園があり、そこを活用するとうまく埋められそうですというところが黄色で、狭小公園すらなく、新規に整備する以外に方法がなさそうな区域が赤い区域ということです。

○近藤会長 確認させてください。

中島公園の左のところに赤色と黄色のエリアがあって、中島公園の左の赤色の下の黄色のところは、狭小公園が二つあるから、これを1,000平米でやると空白域がなくなるというような場所ですね。赤色のところにも四つぐらいの狭小公園があるけれども、これを1,000平米にしても空白域は埋まらないから新規につくらなければいけないという図ですね。

○事務局（阿部造園担当課長） はい。

○近藤会長 ありがとうございます。

今井委員、お願いいたします。

○今井委員 遊戯広場からの誘致圏のはかり方についてです。

先ほどの説明の中では、大きい公園の場合、大部分が山であったりして、入れない部分もあるので、遊戯広場から250メートルをとっているというお話だったと認識しております。

そこで、今の（議案資料－51）に出てくる中島公園や大通公園は、大部分が山であるような公園ではないと思いますので、赤色の範囲や黄色の範囲を決めるに当たって、それぞれの公園において、地域に必要な公園機能ということで、（議案資料－22）にありました大部分の機能を賄えるのではないかと思います。ですから、それぞれの公園の実態に合わせて赤色の範囲を決めることがあってもいいのではないかと思います。

○事務局（阿部造園担当課長） 先ほどの（議案資料－51）の図面をもう一回出してもらえますか。

今おっしゃられたとおり、中島公園も大通公園も、結局は遊戯広場から250メートルということで、今回はカバーしております。例えば、大通公園ですと、西8丁目で水色に塗っているところがあり、そこに遊戯広場がありますので、ここについては区域をカバーしていると考え、赤色の範囲から抜いているというような考え方となっています。

中島公園については、隣接していても、遊戯広場が南9条側に近いところで、そちらについては水色で塗ってあるのですけれども、そのような考え方でやっております。

○近藤会長 ほかにございませんか。

それでは、椎野副会長、お願いいたします。

○椎野副会長 まず、後半の議題の地域特性に応じた公園整備についての概要につきましては、こういった方向で進められるのが適切かなと思います。

その上で、今議論になっております遊戯広場の評価についてです。

要は、新規で用地を取得して核となる公園を整備するのは難しい状況があるかと思うので、既存のストックの遊戯広場を活用し、それを誘致圏として取り入れようというふうなご判断かと思います。ただ、先ほど新海委員からご指摘の敷地の角に遊戯広場をつくったらいいのではないかとというようなご提案ですけれども、遊戯広場をどこに設置するかは気をつけたほうがいいのかと思います。つまり、そこで子どもが遊ぶわけですから、敷地の端に置くと、安全上危ないのではないかとということがあります。また、遊戯広場を複数つくると、保育所や幼稚園などの事業所の方が利用する場合、子どもが分散してしまい、保育士や幼稚園教諭が見切れないということで、そういう安全管理上の問題も少しあるのかなと思うのです。ですから、新しく設置することについては、十分承知されていると思うのですけれども、少し気をつけなければいけないかなというふうに思いました。

また、技術的なことですが、どうしても気になっておりまして、確認したいことがあります。

（議案資料－38）ですが、左側の誘致圏250メートル、公園外周よりとなっているのですが、公園外周からバッファーを発生させようとしたら、公園の図形と相似の図形ができるはずですが、それは正円の外側の部分が間違えているということではよろしいのでしょうか。

○事務局（阿部造園担当課長） こちらのパワーポイントの図は正円になっているのですけれども、ほかのお示しの図は外周となります。例えば、公園が横長であれば横長のところは同じ距離の分だけ円が直線になっているというような考え方でカバーしています。で

すから、あくまでも外周から 250 メートルということですよ。

○椎野副会長 また、どうしてもすとんと腑に落ちないところがあります。

(参考資料 3) ですが、核となる公園は誘致圏を全て 250 メートルとするということについてです。つまり、近隣公園や地区公園も 250 メートルで設定しているということですが、それにどうも違和感があるのです。つまり、誘致圏と標準面積は公園配置や計画とセットで考えるべきだと思うのです。これは近隣公園と地区公園の条件をあえて厳しくしているということだと思うのですけれども、それはなぜなのでしょう。

○事務局(阿部造園担当課長) 確かに誘致圏とあるのですけれども、今回の場合、身近な公園を整備するということが、念頭には街区公園があり、街区公園の機能がないところを抽出することを考えて設定しているということがあります。公園については、地域のお祭りのときなどの際は、もしかしたら大きな公園があれば、多少遠くてもいいのかもしれないのですが、身近な公園のそのほかの機能などを考えたときに、念頭に街区公園があるということも大きいかもしれませんが、一律 250 メートルで考えています。

○椎野副会長 ちなみに、運動公園や総合公園はこれに含めないのですか。農試公園や稲積公園など、機能的には代替している地域もあると思うのです。もし近隣公園と地区公園についてそういうお考えでやるのであれば、それぞれ以上の規模の公園は、同等か、場合によってはそれ以上で、どういうふうに基準を設定するかは幾つかシミュレーションをしないとわからないところだと思うのですが、いま一つ腑に落ちないところがありまして、そこを詰めていただけるといいかなと思います。

○近藤会長 僕らは、地区公園、近隣公園、街区公園と、誘致距離が頭の中にこびりついていて、どうしてもそういうふうに思ってしまうのです。それがうまく説明できるといいなかなと思います。

もう一つ、(議案資料-38)で、先ほどから街区公園を中心にバッファーという話もありながら、外周よりとあって混乱しているので、もう一回説明していただけませんか。

○事務局(阿部造園担当課長) この絵だと正円に見えるかもしれませんが、左側の図は正円ですけれども、あくまでも外周です。これは正方形の公園ですが、そうすると、外周から 250 メートルなので、公園と同じ幅の直線が円のそれぞれの場所にできます。

○近藤会長 遊戯広場というのは関係ないのですか。遊戯広場を中心にして 250 メートルという話がありましたね。

○事務局(阿部造園担当課長) それは地区公園以上の場合です。

○近藤会長 地区公園以上の場合にはそうなのですか。

○事務局(阿部造園担当課長) 先ほど言われた運動公園、あるいは、総合公園については、遊戯広場の外周から 250 メートルということですよ。

○近藤会長 遊戯広場の外周からですか。

○事務局(阿部造園担当課長) そうやって拾っているのです。

○近藤会長 街区公園のときに近隣公園は公園の外周からですか。

○事務局（阿部造園担当課長） 外周からです。

○近藤会長 この辺は本当に細かく実際に作業をやられている内容を理解しないとなかなか難しいかもしれませんね。

○事務局（阿部造園担当課長） 今回、方針としてつくりたいのは、近隣公園や地区公園が全くなく、しかも街区公園すらないようなところに新規整備していききたいということです。そういう地区にも近隣公園が確保できるのであれば、それに近いものを考えていききたいのですけれども、そういうような地域ではなく、街区公園すらない空白域に投資していききたいということを考えている計画となっています。

○小篠委員 見せていただいて、（参考資料4）や（議案資料-51）などに円山公園の例が大きくクローズアップされて、結局、街区公園がここにはないということを示しており、赤い輪郭の中に入っているわけですね。しかし、ここだけではなく、都心域というふうに捉えたとき、今、遊戯広場など、いわゆる住宅地にあるべくステレオタイプとしての街区公園が本当にこういうエリアのときに全く同じようなものとして必要なかどうかというような議論を一回しておかなくていいのかと思います。

というのは、このあたりに住んでいる人たちが、ここには公園が全くなく、環境も余りよくない場所というふうには思っておらず、全然逆のことを思っているわけですから、非常に良好な住環境だということで、地価も高かったり、人気がある場所になっているわけです。それでは、そのエリアの中で何が代替されているかです。

例えば、先ほどお祭りの話がありましたけれども、このあたりのまちづくりセンターでは、そこの駐車場を利用して夏祭りをやったりしているわけです。それはいろいろなところでそういうことをしているかもしれませんが、公園がないと地域の活動ができないかということ、そんなことはないと言えるわけです。もちろん広いスペースがあって、そこで野球もサッカーもできる、そして夏祭りもできるようなところがあればそれはそれでいいわけでしょうけれども、そうではなくても活動はできるわけです。土地がない、お金がないと来ているわけで、それでも求めるのだというロジックが成立するのだろうかということが気になっているところです。

ただ、（議案資料-49）にすてきなことが書かれているのですけれども、まさにこのことを考えなければいけないのではないかと思います。地域特性に応じた公園整備は、補足ではなく、かなり重要なことだと思うのです。②でいえば、公園以外のオープンスペースも整備内容によってはこれに準ずるものとして扱うということが実は非常に重要で、地域の住民活動、コミュニティ活動をしていくために、先ほども言いましたけれども、街区公園としての設備が整っているものがなければ何もできないのかということそうではないだろうと思います。オープンスペースとしてももう少し広く考えられるようなところを公園扱いにし、いろいろな便宜を図ってあげることができれば、それが地域の重要なパブリックスペースになるというような法的な根拠を与えてあげたり、条例などで後押ししてあげたりするようなことをむしろ都心部では考えていくことも重要ではないかと思います。

○近藤会長 どうしても土地取得ができないようなところで、しかも、必要とされるようなところがあれば、極端に言えばアスファルトの広場でもいいから、何とか代替の手だてがとれないかというふうなお話で、まさに（議案資料-49）にあるようなことですが、可能なのでしょうか。これは、文言の表現次第ですが、答申に書くことはできるのでしょうかね。

貴重なご意見だったと思いますので、何らかの形で含めていただきたいと思います。

それでは、三上委員、お願いいたします。

○三上委員 質問も含めてですけれども、今お示しいただいた空白域の把握とそれに基づいて推進地域や活用地域を設けるという基本的な考え方は理解できました。ただ、これをもとに整備方針を策定していくときにどこかの段階で住民の意見を聴取するようなステップはあるのでしょうか。

というのは、今さんさんお話が出ていたように、利用の実態を把握して区域を決めることが大事かと思います。今出ていた意見は、選択と集中ということで、推進地域や活用地域を絞り込めないかという話だったのですけれども、逆に、ここで空白域になっていない青く塗り潰されているところでも公園のアクセスに非常に不便を感じているみたいなのところももしかしたらあるかもしれないと思いますので、手続としてどのようになるのかについて教えていただければと思いました。

○事務局（阿部造園担当課長） まず、空白域以外の部分についてです。

今は新規整備の方針を考えているところですが、去年は機能分担も含めた既設公園について考えております。今後は、両方を合わせたものも考えなければいけないというか、さらに進んだらもしかしたら統廃合なども考えなければいけないということで、エリア全体で考えることも必要ではないかと思っております。

市民の意見は、整備する前については付近の公園の利用実態調査なども行った上で整備していくことを決定するわけですが、整備が始まれば地域の意見を聞くため、意見交換会やワークショップ等を開いて整備するような手法をとっております。

そして、中央区で公園が欲しいと思っているのか、そうでもないのではないかというようなご意見についてです。

例えば、市民の声を聞く課に来ている公園施設や公園整備の要望としては、全市と比べて、中央区民の要望が著しく多いことも我々としては押さえております。

○三上委員 例えば、地域特性に応じた公園整備のプランについて、住民の意見を把握するような機会はつくられないのでしょうか。

もちろん、鳥の目を見て、こういうふうに計画をすることは理解できるのですが、実際に住んでいる立場からいうと、自分の地域がどうなるのかが一番気になると思うので、そのあたりについてそういう手順を踏まれないのでしょうか。

○事務局（阿部造園担当課長） 今回の方針については、その予定はございません。先ほど言った全体計画における既設公園についてとなるとパブリックコメントを実施するとい

うことが出てくるのかなと思っています。

○近藤会長 これは、一般の人の目には触れないということですか。多くの人の目に触れることはないのということですね。

○事務局（長谷川みどりの施設担当部長） 今申し上げたように、これについてはパブリックコメントで市民の意見を求めることを予定していません。ただ、冒頭で申し上げましたように、この審議会の審議内容をホームページで公開しますので、当然、こういった説明資料についてもその中で公表されます。

そして、考え方そのものは、先ほど申し上げたように、既設公園とあわせて、来年度以降に既設公園とセットで公園整備の考え方として統合したものを整理していきたいと思っております。ですから、全体像がきちんと整理された段階でパブリックコメントなりの手法をとって市民の皆様の意見を伺っていきたいと思っております。

また、個別の公園については、秋元市長にかわりまして、戦略ビジョンのアクションプランをつくっております。これは、これから5年間のいろいろな事業の実行計画を載せるものとなります。こういったものを全庁的につくっておりますので、年度末までには公園の考え方とっております。きょうご説明したような細かい内容にはならないと思えますけれども、具体的にどういったところに公園をつくっていくのかは、アクションプランに含めて、パブリックコメントで出ていくことになるかと思えます。

○三上委員 わかりました。

恐らく、固定的に考えずにやっていく必要があるのかなと今の議論を伺っていて思ったのです。利用の実情がこういう形で把握されたものと違う地域がそれぞれあると思えますので、そういうことを把握できるような形で進めていただけたらと思えます。

○近藤会長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 整備計画とともに考えていただきたいというお願いですけれども、公園の周知の方法というのでしょうか。先ほど、誘致圏で250メートルということでしたが、大体2丁ぐらい離れていると、2丁先を通らない限り、わからない場合があります。ですから、この整備計画とともに、今後、遊具をつくったとしても、子どもが歩いていけるにもかかわらず、わからない場合がありますので、周知していただきたいと思えます。今のお子さんは余りうろうろしないものですから、特に新しくできた公園などについては、できればそういった周知をお願いいたします。

前に月寒公園の計画の段階で私が参加したことがあるのですが、月寒公園にわざわざ西区から来た坊やがいました。どうやって知ったのかを聞きましたら、学校でこの公園に来た人がいて、そのことを聞いて、僕も来たかったので、おばあちゃんと一緒に来ましたという方がおりました。豊平区の公園に西区から来ている方がいたということです。

ですから、近くの公園はもちろん、ある程度距離があっても、今は交通機関が発達していますので、夏場はいろいろなところへ回っていただくよう、整備計画とともに、できれ

ば周知計画もまとめていただきたいと思います。

○近藤会長 確かに、新しく公園ができましたとか、この公園を再整備しましたということを経験した人にちゃんと教えてあげると公園の利用率も高まるでしょうね。これはいいご意見だったと思いますけれども、

この中で周知計画は入れられますか。ちょっと難しいですか。

計画というほどでもないけれども、心がけとしてそういうふうな活動を頭に置いてやっていくということぐらいならできますか。

○事務局（阿部造園担当課長） はい。

○近藤会長 そんなにしんどいことでもないと思いますので、やっていただけたらと思います。

それでは、最後に、上田委員からお願いします。

○上田委員 推進整備地域の線をどこに引くかという話ですが、これは空白域の部分に引いてあるのですか。

なぜかといいますと、新しく公園を整備すると、結局、そこからさらに250メートルの誘致圏が生じるのです。そうやって考えると、空白域の線と推進すべき公園の線は250メートル差ができたほうが本当はいいのかなという気もしなくもないのですが、どうですか。

結局、空白域の線によれば、空白域ではなくて、既存の誘致圏の中にできても本当はよくなってしまいますね。空白は減るわけですからね。そうやって考えたら、重点的に推進すべき区域は、今の空白域の線からさらに250メートル内側にあるべきなのかなという気がしなくもないのですけれども、どうなのでしょう。

○近藤会長 実際にそんなにうまく土地が取得できるかどうかはわかりません。

○事務局（阿部造園担当課長） 【議案資料-51】赤色でお示ししているところが空白域で、ここの中で、一番経済的というか、空白を一番有効的に埋められるような場所に新規の公園をつくりたいという考えで、この空白を埋めていきたいと考えています。

○上田委員 そうすると、赤色の範囲より外のほうがよくなってしまわないですか。外でも空白は減ります。

○事務局（阿部造園担当課長） そうです。円の半分ぐらいは埋めたいと考えております。ただ、新規整備するならば、経済的なことを考え、できるだけ有効的な場所に入れたいということはあると思います。

○近藤会長 では、必ずしも赤色の中につくるということでもなく、既存の誘致圏と多少重なっているようなところにつくるかもしれないですね。大体の目安だということですね。

椎野副会長、誘致圏の250メートルについては納得されましたか。

○椎野副会長 次回で結構ですので、もうちょっとかみ砕いてわかりやすくご説明をいただくと助かります。上限を厳しくした根拠です。

先ほど申し上げましたが、後半の地域特性に応じた公園整備という大まかな案につきま

しては賛成です。

○近藤会長 ありがとうございます。

基本的には賛成だけれども、誘致圏は何で 250 メートルと厳しくしたのだという説明を次のときにしてくださいということだったと思います。

時間が来ましたので、次のときには今日いただいた意見をもとに修正版がまた出てきますので、第 2 部についてはこれで終わらせていただきたいと思います。

幾つか意見が出ましたけれども、これを次回までに反映させて、再度説明をしてもらうということで終わりたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○近藤会長 それでは、本日の議事を終了いたしますので、事務局にお渡ししたいと思います。

お願いいたします。

7. その他

○事務局（西川みどりの推進課長） 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、また、活発なご議論をいただきまして、ありがとうございます。

【議案資料-52】ことしの今後のスケジュールについて、造園担当課長の阿部からご説明いたします。

○事務局（阿部造園担当課長） 【議案資料-53】本日の議案については、第 70 回の審議会が初回の審議でした。次回は 10 月下旬を予定している第 71 回の審議会では、本日のご審議内容を踏まえた基本的な考え方についての説明と答申素案についてご審議いただきたいと考えています。

最後に、12 月上旬ごろを予定している第 72 回の審議会では、第 71 回のご審議内容を踏まえた答申案を確認していただきたいと思いますと考えています。この答申を受けまして、今年度中に身近な公園の新規整備方針を策定したいと考えています。

スケジュールについての説明は、以上です。

本日は、貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

○事務局（西川みどりの推進課長） ただいまご説明いたしましたとおり、次回の審議会は 10 月下旬の開催を予定しておりますが、具体的な日時につきましては追って事務局から日程調整のご連絡を差し上げたいと思います。

8. 閉 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 以上をもちまして、第 70 回緑の審議会を終了いたします。

本日は、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

以 上